

国名及び調査対象地域	アメリカ合衆国 コネチカット州
回答者氏名及び所属	渡邊哲子 (JB Line, Inc.)
回答作成日	2018年1月

以下に記載されている内容は、法律上のアドバイスではなく、回答者が現地の資料、現地の弁護士や団体への照会などを合わせて、2018年1月末時点での概要をまとめたものです。アメリカ合衆国政府・州政府などの各機関、各民間団体は、法律やそれぞれの規則、運用の改定・変更、また現場での判断により、本資料と異なる対応を行う可能性があります。また、DVや離婚などの家庭問題は、それぞれのケースで大きく異なります。個別のケースにおいて、本資料の利用により何らかの損害が生じてもしも一切責任を負いかねますので、具体的なケースについては、専門の弁護士や専門機関・団体などにご相談ください。

I. DV被害者保護に関する法制度の概要

※ DVの定義を含む。

※ 法令名を含む。

コネチカット州法は、Chapter 815e 46b-38a 「**Family violence prevention and response: Definitions**」で、DVを以下とおり定義し、Chapter 815a 46b-15で保護命令について規定している。

DVの定義：

- (1) 家族間の暴力とは世帯員間の身体的な傷害、怪我、暴行、または身の危険を感じさせ怖がらせること、つきまといや恐喝を指す。身体的な暴力が起こるかもしれないという危険がなければ、言葉の暴力や威嚇は入らない。
- (2) 家族(family)、世帯員(household member)とは年齢にかかわらず下記のものとする：
 - (A) 配偶者または過去の配偶者
 - (B) 血縁の子を持つ親
 - (C) 血縁か婚姻関係のもの
 - (D) 血縁も婚姻もないが現在同居しているか同居していたもの (例：ルームメート)
 - (E) 婚姻関係に関わらず子がいるもの
 - (F) 現在または最近まで交際関係にあったもの
- (3) 家族間の暴力とは州法 46b-120 (子への虐待の定義) で規定されるもの以外に 53a-24 (子の連れ去り) に規定される犯罪に、家族間、世帯員の暴力という要素が入るものである。家族間の暴力とは、親や親権者が子をしつける場合の行動 (“Family violence crime” does not include acts by parents or guardians disciplining minor children unless such acts constitute abuse) は含まない。

保護命令については、IVを参照。

法令サイト：<https://www.jud.ct.gov/lawlib/law/domesticviolence.htm>

II. DV被害者の一時保護

1 緊急シェルター

(1) 概要

○米国連邦法の「The Violence Against Women Act」と「The Family Violence Prevention and Services Act」は、各州にDV被害者・家族・子のためのシェルターを速やかに提供することを規定している。

○コネチカット州において、緊急シェルターは安全を確保するためにDVから逃れている人やその家族に提供される。州から財政的な支援を受けているシェルター団体は多いが、運営は民間の非営利団体（NPO）が行っている。すべてのシェルターの利用は無料。

○シェルターの正確な位置は被害者保護のため、明かされていない。

（州法 § 8-360）

○一時的な滞在施設であるため、ほとんどの緊急シェルターの滞在期間は短い。しかしシェルターにより違い、短いところで72時間、90日、規定がないなど幅がある。出所後の安全が確保されていない場合は、他のシェルターや形態に移行するための支援を受けることができる。

○シェルターで行われる就職支援などの各プログラムへの参加は任意であり、各人のニーズと優先事項、アドボケートとの話し合いなどで決められる。

○ただし、基本的なシェルターのルールには従わなくてはならない（例えば、持ち込める荷物もスーツケース1つ程度など）。18歳未満であれば子を連れて入所できるシェルターもある。

○またシェルターを提供している団体はDV被害者支援団体でもあるため、シェルターに滞在していなくてもDVに関する支援を受けることができる。

○日本語対応可能なスタッフがいる施設は確認されていない。

州の24時間ホットライン CT Coalition Against Domestic Violence

<http://www.ctcadv.org/>

電話：1-888-774-2900

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

(3) 入所の要件

(4) 支援内容

(5) DV被害者が外国人の場合の支援内容（通訳支援等を含む）

以下の団体を含む全てのDV被害者支援団体は、国籍、滞在資格、人種などによる差異なく支援を提供している。DV被害への支援は、被害者本人の申し立てを受け、専門家による状況評価が行われることから支援が始まる。

【アドボカシー・アドボケートとは】人が本来もつ権利をさまざまな理由で行使できない状況にある「弱者」（子、高齢者、ホームレス、障がい者、DV被害者など）に代わり、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援することをアドボカシー（advocacy）、代弁・擁護者をアドボケート（advocate）と呼ぶ。アドボケートは、はソーシャルワーカー、経験者（サバイバー）、家族が経験者（サバイバー）であることが多い。

A （ハートフォード周辺の代表的なシェルター）

団体名：Interval House

<https://intervalhousect.org/services/children-teens/>

24 時間ホットライン：860-527-0550

事務所：P.O. Box 340207, Hartford, CT 06134-0207

入所要件：女性の DV 被害者とその子。男性は他の場所に紹介する。

支援提供地域：Andover, Avon, Ellington, Newington, South Windsor, Tariffville, East Granby, Hartford

支援内容：24 時間ホットライン、緊急シェルター、カウンセリングとサポートグループ、裁判所での擁護、子の支援（カウンセリング、DV 教育、健全な関係について、法的支援、育児指導、被害者の権利の教育、コミュニティや行政との協働）、警察との協力、心・生活の致命傷アセスメント、ボランティア研修、コミュニティ教育など。

通訳：電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

B (コネチカット州東部の代表的なシェルター)

団体名：United Services, Inc.

<http://unitedservicesct.org/>

24 時間ホットライン：1-860-456-9476 / 1-860-774-8648

事務所：1007 North Main Street, Dayville, CT 06241 / 132 Mansfield Avenue, Willimantic, CT 06226

入所要件：以下に居住の DV 被害者

支援提供地域：Abington, Brooklyn, Central Village, Dayville, Eastford, Moosup, South Woodstock, Union, South Windham, Willimantic, Willington, Chaplin, Mansfield Center, Storrs Mansfield, Coventry

支援内容：24 時間ホットライン、緊急シェルター、アドボカシー、カウンセリング、リソース、サポートグループ

通訳：電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

C (コネチカット州西部の代表的なシェルター)

団体名：Susan B. Anthony Project, Inc.

<https://sbaproject.org/>

24 時間ホットライン：1-860-482-7133

事務所：179 Water Street, Torrington, CT 06790

入所要件：DV 被害者であること

支援内容：24 時間ホットライン、緊急シェルター、移行期用ハウジング、カウンセリング、サポートグループ、法廷・医療アドボケート、子とティーンのアドボケート、コミュニティ教育

通訳：電話を通して遠隔地の通訳者が日英通訳

(6) その他、一時保護に関する有益な情報

シェルターや支援団体の検索が可能なサイト。各団体の対応言語を含む情報が得られる。

DomesticShelters.org

<https://www.domesticshelters.org/>

2 警察による加害者への対応 (刑事)

(1) 概要

○駆け付けた警察官は、誰が加害者かを見極め、DVが行われていた十分な証拠があれば、令状がなくても、その場で逮捕する。

○加害者がすぐに自宅に戻るか一晩警察で過ごすかは警察の見極めによる。加害者は翌日に（週末の場合は週明け）裁判所に召喚される。

○すべてのDVの記録（通報、犯罪歴、事件の記録も含め）は保存される。

○加害者が相手方からも暴力を受けたと訴える場合があるが、州法では両当事者の逮捕（Dual Arrest）を認めている。一方で、自己防衛についてよく調べることを規定している。

○被害者本人ではなく、警察官が刑事事件として立件、州検事局がDV加害者を起訴する。

○加害者も被害者も Family Service Counselor という DV アドボケートに紹介され、法的な支援や DV 被害者支援団体に紹介される。

http://www.ct.gov/post/lib/post/publications/police_response_to_crimes_of_family_violence_2016.pdf

<https://www.jud.ct.gov/faq/Domviolence.htm#10>

（２）調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

【緊急時】

緊急通報用の電話番号 911 へ電話する。携帯電話の場合、被害者が正確に住所を伝えなければ現場の特定に時間がかかるため、固定電話線（Land line）がよい。

○州の 24 時間ホットライン CT Coalition Against Domestic Violence
1-888-774-2900（通話無料）

○各町の Crisis Service 24 時間ホットライン

<https://www.cga.ct.gov/cop/>

中段にある Victim Info and Resource の Crisis Services で検索可能

【緊急でない場合】各地域を管轄する地元警察（Police Department や Sheriff's Office）に電話をする。警察に DV 室があれば、相談する。警察署を直接訪れてもよい。

<http://www.ct.gov/ova/site/default.asp>

<https://www.cga.ct.gov/cop/>

（３）DVの通報があった場合の警察の対応

警察官が訪問・現状把握（加害者・被害者の特定、聞き取り、銃器の所持、保護命令・銃器許可証の有無、子・高齢者・障がい者の確認、医療サポートの必要性、目撃者からの聞き取り、現場検証）の後、必要なことを手配（十分な証拠があれば連行・逮捕、必要に応じシェルターなど被害者の避難場所手配、保護命令の発行手続き）、記録（写真を含む）を残す。

（４）接近禁止命令等を守らない加害者に対する警察の対応

保護命令を破り DV で逮捕された場合は、重罪の刑事罰となり、最長 5 年の禁固刑、5,000 ドルの罰金あるいは両方となる。被害者への簡単なメールやテキストの送付でも保護命令の違反が適用される可能性がある。

<https://www.cga.ct.gov/2015/rpt/pdf/2015-R-0172.pdf>

（５）DV被害者が外国人の場合の警察の配慮（通訳支援等を含む）

州全体の DV ホットライン

（スペイン語以外）1-888-774-2900

英語を話さない被害者、目撃者、被疑者に対しては、通訳を用意するよう努める。(無料)

※1964年公民権法と2000年の大統領令第13166号を受けて、各州は、英語能力が限定的な者(英語の読み、書き、話す、理解が十分でない者 **Limited English Proficient (LEP)**)に通訳、翻訳を無料で提供することになっている。ただし、各州や機関によって、通訳の方法(電話による遠隔地の通訳者とLEP、警察官/裁判官との三者通話、TV会議システムの利用)などに差がある。

(6) その他、警察等に関する有益な情報

○コネチカット州では加害者のためのプログラムも充実している。

<https://www.jud.ct.gov/faq/DVOffenderProgramStandards.pdf>

<http://www.ctcadv.org/domestic-violence-offender-program-standards>

【警察による誤認逮捕への対応】

(警察官が来た現場で)：自分には通訳と弁護士が必要なことを警察官に説明する(これは権利であるので、強く主張する)。その他のことは、英語で誤解なく伝える自信がなければ話さない。

(事後：誤認逮捕された場合)

○逮捕後、警察署で簡単な取り調べがある。その際にも自分は通訳と弁護士が必要なことを警察官に説明する。その後は、通訳、弁護士が来るまでは、事件については話さない(取り調べでの黙秘は、裁判で不利にならない)。取り調べの際に外部に電話をかけることができるので、(心当たりがあれば)弁護士、友人・知人に助けを求める。管轄の大使館・総領事館担当者との面会、通信を求めることもできる(領事面会：Interview or communication with a consular officer)。

○取り調べ後、保釈金(bail)を払うことにより、保釈されることが多い。一般的に初犯のDVで3,500ドル程度。

○保釈されない場合は逮捕の翌日から数日以内に(管轄の裁判所が抱える訴訟数による)、保釈の場合は別途指定された日時に、法廷で裁判官に事情を説明できる機会(罪状認否)がある。

○弁護士は自分で選任しなければ、州選の弁護士を手配してくれる(収入に応じた料金(スライディングスケール)での支払いとなる)。

○リクエストすれば、日本語通訳は裁判所が無料で準備する。

3 警察によるDV被害者の支援

(1) 概要

被害者・目撃者や子・同居人の安全を確保し、十分な証拠があれば加害者の逮捕・起訴を行う。

http://www.ct.gov/post/lib/post/publications/police_response_to_crimes_of_family_violence_2016.pdf

(2) 警察によるDV被害者支援の内容

○被害者からの聞き取り、被害者の権利と関係連絡先を明記した「犯罪被害者カード」を渡す、医療手配、逮捕の供述ができることの説明、地元支援組織の情報提供、被害者支援オフィスへの紹介。

○状況が落ち着くまで現場に残る。立ち去る前に短期の安全プランを立てる。逮捕のプロセス・保釈金について説明する(加害者は状況によってはその夜に戻ってくることもあること、

加害者は翌日に裁判所に出廷すること、被害者はアドボケートと連絡ができること、アドボケートは詳細な正しい情報を被害者に与えること。

(3) 告訴、被害届等の書類の入手方法

○被害者は、その場でDV被害のケース番号を覚えてもらうことができ、書類入手に必要な連絡先の一覧も「犯罪被害者カード」に記載してあるので、その後、書類入手を担当部署に依頼することができる。

○刑事事件としての告訴は、被害者などが警察、検察にDVを犯罪として通報し、その通報をもとに警察、検事が捜査した後に、検事が告訴するか判断を行う。従って、時間がかかること、必ず告訴につながるわけではないことへの理解が必要。また、監護権や生活費などの請求には、別途民事で申立てを行う必要がある。警察、検察への通報書式は、最寄りの警察署に相談。

(4) DV被害者が外国人の場合の警察の配慮（通訳支援等を含む）

警察官が来た現場で自分には通訳が必要なことを警察官に説明する（これは権利であるので、強く主張する）。またDVアドボケートの支援を受けたいとリクエストをする。

※2 (5)、(6) 参照のこと。

(5) その他、警察によるDV被害者支援に関する有益な情報

特になし

4 その他の一時保護に関する制度

III. DV被害者の自立支援

1 医療保険

(1) 概要

以下のいずれかの方法で医療保険に加入することができる。

○民間医療保険（Affordable Health Care、通称オバマケア）：コネチカット州では Access Health CT と呼ばれる。

○低所得者用医療保険（Medicaid）：コネチカット州では Husky Health Care と呼ばれる。

・ Husky A・C・D は Medicaid

・ Husky B は Medicaid の受給資格のない家庭に対して提供される、19才未満の子を対象とした医療保険。

○高齢者用医療保険（Medicare 全国共通）

(2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・医療保険の申込み方法

○民間医療保険マーケットプレイス：AccessHealthCT オフィス（保険加入は有料）

<https://www.accesshealthct.com/AHCT/LandingPageCTHIX>

○低所得者用医療保険 Husky Health Care (Medicaid)：Husky オフィス（保険加入は無料）

<http://www.ct.gov/hh/site/default.asp>

○高齢者用医療保険 Medicare：ソーシャルセキュリティ事務所（保険加入時に社会保障税支払歴の確認がある）

<https://www.medicare.gov/>

(3) 利用の要件

- 民間医療保険：コネチカット州に在住（通常は規定の期間以外は申込ができないが、DV被害者は随時申込可能）
- 低所得者用医療保険 Husky Health Care (Medicaid)：永住権取得から5年以上に加えて、連邦貧困ライン（FPL）140%以内
- Husky B：連邦貧困レベル（FPL）200%以下の家庭の19才未満の子
- 高齢者用医療保険 Medicare：65才以上、永住権取得から5年以上、勤務時の社会保障税40クレジット（約10年間分）支払いの全てを満たす必要がある。ただし、40クレジットの社会保障税の支払い実績がない場合は、加入時に支払うことで入手できる。

【連邦貧困レベル Federal Poverty Level(FPL) の基準：Poverty Guideline (2018年)】基準に定められた収入について、例えば基準額の200%以内の収入であれば申請可能というように運用。

<https://aspe.hhs.gov/poverty-guidelines>

【永住権取得から5年未満の場合は】

- 1) 配偶者の医療保険に加入（必要ならば離婚や親権の申し立ての際、あわせて裁判所に申し立てを行う）
- 2) 民間医療保険を購入
- 3) 2. の生活保護申請時に永住権取得から5年以上の条件を免除された場合、低所得者用医療保険 Husky Health Care に加入できる

(4) DV被害者が外国人の場合の配慮

- 出産前のケアについて、保険がない場合はコミュニティヘルスセンターで受けることができる。
- 保険に加入すれば、保険手続きに関する問い合わせの場合は日本語の通訳をリクエストできる。
- 生活保護の永住権取得から5年以上という要件が免除された場合、低所得者用医療保険（Husky Health Care）に加入できる。

(5) その他、医療保険に関する有益な情報

Husky Health Care (Medicaid) には「緊急 Medicaid (Emergency Medicaid)」という医療保険がある。Medicaid は長期的な医療保険であるが、緊急 Medicaid は命にかかわる急性の「一時的な医療問題」を支援するために即座に発行される短期医療保険である。慢性のものはたとえそれが命に係わるものでもカバーされない。最も一般的な支給例は、妊娠女性のための通院及び出産にかかる費用負担で、それ以外には「身体機能の損傷や健康を著しく害すると判断される急性症状の治療」のために発行される例がある。緊急 Medicaid は、収入が規定以下である場合、米国滞在資格（ビザなどの種類）やその有無に関わらず適用可能とされるが、実際はケースバイケースで判断される。病院は、基本的に緊急患者の受付を拒否できないが、治療後に支払いについて決めることとなる（州の社会福祉部門で査定後、州が払うこともあれば、病院が負担することもある。本人に請求が来る場合もある）。このような場合は、Husky Health Care (Medicaid) 事務所あるいは病院の社会福祉部門に相談する。

2 生活保護

(1) 概要

すべての生活保護は米国連邦政府の公的補助制度であるが、その中のプログラムによっては、州が運営するものがある。

A) TANF (Temporary Assistance for Needy Families) :

○妊婦か 18 才以下の子がいる低所得者の家族に、一生に 60 か月を上限とした現金支給および職業訓練、就職斡旋などの支援を提供する。

B) Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP) : 食品援助プログラムで、受給資格と受給額は、収入と世帯規模をもとに、連邦政府 Department of Agriculture (USDA) の Food and Nutrition Service が定める規定に順じる。職業訓練・就労支援も行っている。

C) Low-Income Home Energy Assistance Program (LIHEAP) : 低所得家庭に対し、暖房費の支援を行う。州に運営が任されている。

D) 犯罪被害者補償プログラム (The Victim Compensation Program) : 犯罪被害者対象の補償金が請求できる。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・生活保護の申込方法

A-C いずれも州福祉局 (Department of Social Services (DSS))

<http://portal.ct.gov/DSS/Economic-Security/Economic-Security---Financial-Assistance>

居住地を担当する DSS オフィスで申し込む。家族すべての ID (ソーシャルセキュリティ番号、運転免許証など) 他すべての書類 (DV の被害届、接近禁止令の写しなど) を持って行く。

各オフィスの場所 : <http://portal.ct.gov/dss>

D 州裁判所被害者支援室 (Office of Victim Services (OVS))

<https://www.jud.ct.gov/crimevictim/compensation.htm>

電話 : 1-888-286-7347 (無料)

申請時に審査がある。

(3) 受給の要件

○A~C : 米国籍の者か永住権を取得して 5 年以上米国に居住している者で、かつ規定以下の低所得者。ただし DV 被害者の場合は現金支援についてはこの要件が免除される可能性がある。

○TANF : コネチカット州の場合、連邦貧困レベル以下の収入で、3,000 ドルまでの資産、9,500 ドル以下の価値の車の所持が認められている。

○SNAP : 子が米国籍の場合は、DV 被害者の親が在米 5 年未満でも子の分をもらうことができる。

○犯罪被害者補償プログラム : 要件はウェブサイトを参照のこと。

<https://www.jud.ct.gov/crimevictim/compensation.htm>

(4) 支援の内容

○TANF : 規定額が銀行に入金される。ほかに就職支援・託児施設の利用料の一部負担・ガソリンの支援などが受けられることもある。

○SNAP : EBT (Electronic Benefits Transfer) というカードに規定額が月に 2 回入金され、EBT カード利用可能な店舗で食料品を買うために使用できる。また少額の現金が生活必需品購入に使える。

<https://www.fns.usda.gov/snap/using-snap-benefits>

○HEAP : 暖房費の支援

○犯罪被害者補償プログラム：医療費や弁護士費用など。

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮

特になし

(6) その他、生活保護に関する有益な情報

○連邦政府や州政府以外に、地元のフードバンク（食品を無料提供する活動）や教会などで野菜や肉、缶詰、加工品などの食糧を受け取ることができる。日程や要件は各団体によって異なる。

○教会やシェルター、シニアセンター、Women's Centerなどで無料のランチを配食するところがある。

3 家族・育児給付等

(1) 概要

すべての家族・育児給付が米国連邦政府の公的補助制度であるが、プログラムによって州が運営するものもある。

A) WIC (Women, Infant, Children) : 受給資格のある妊婦、母乳で子育てをする母親、専門家に健康リスクを指摘された乳児や5才未満の子に対し、母乳教育支援、栄養支援、ほかの医療プログラムへの紹介サービスを行う。栄養を補充するために必要な食品の購入に使えるカードが支給される。

B) Head Start プログラム (3-5 歳) : 低所得家庭の子の就学支援。プリスクール (幼稚園年中まで) に無料あるいは低料金で通うことができる。

C) 学校給食プログラム : 低所得家庭の子に対して学校カフェテリアで、無料もしくは低価格の朝食や昼食を提供する。

D) ミルク支援プログラム : 学校や託児所など子供のケアに貢献する団体に牛乳の無料提供をする。5) 夏季食糧支援サービス : 学校が休暇中も栄養不足にならないように、受給資格のある子に、夏休み中に昼食の無償提供を行う。

E) Care 4 Kids : 低所得家庭の13才までの子 (障がいがある場合19才まで) の教育支援

F) School Readiness Program : 低所得家庭のプリスクール (3-5 才) 教育支援

G) Child Support / IV-D Program : Department of Social Services (DSS) による子の支援プログラム

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・家族育児給付の申込方法

A) WIC : 州政府 Department of Public Health

<http://portal.ct.gov/DPH/WIC/WIC>

申込方法 : 自分の住所を担当する WIC 事務所を訪問し、申し込む。

B) Head Start : Headstart, CT

<http://www.ctheadstart.org/>

申込方法 : 子供の居住地域のヘッドスタート事務所で申し込む。

C) 学校給食プログラム : 州政府 Department of Education

<http://www.sde.ct.gov/sde/cwp/view.asp?a=2626&q=320678>

申込方法 : 学校を通じて申し込む。

D) ミルク支援プログラム、5) 夏季食糧支援サービス：州政府 Department of Education
<http://www.sde.ct.gov/sde/cwp/view.asp?a=2626&q=320650>

申込方法：学校を通じて申し込む。

E) Care 4 Kids：州政府 Department of Early Education

<http://www.ctcare4kids.com/>

申込方法：州政府 Department of Social Services (DSS)を通じて申し込む。

<http://portal.ct.gov/DSS/Child-Support/Child-Support/Eligibility>

F) School Readiness Program：州政府 Department of Early Education

<http://portal.ct.gov/services/education/early-childhood-education/school-readiness>

申込方法：州政府 Department of Social Services (DSS)を通じて申し込む。

<http://portal.ct.gov/DSS/Child-Support/Child-Support/Eligibility>

G) Child Support / IV-D Program：州政府 Department of Social Services

<http://portal.ct.gov/DSS/Child-Support/Child-Support/Eligibility>

申込方法：DSS を通じて申し込む。

<http://portal.ct.gov/DSS/Child-Support/Child-Support/Eligibility>

(3) 支援の要件

○すべてのプログラムの要件は、貧困・低所得であること（それぞれのプログラムが設定する額より低い収入であること）。

○WIC を継続して支援を受けるためには、定期的にオフィスを訪問し、コーディネーターに会わなければならない。

○Head Start は、収入に応じて段階的な費用（スライディングスケール）を支払う。また、ウェイティングリストに名前を載せてから、順番を待つことになる。（順番待ちは大変長い）

(4) 支援の内容（概要の補足）

WIC：乳製品、卵、野菜など購入できるものが具体的に決められ、購入には支給されたカードを使用する。

(5) DV被害者が外国人の場合の配慮

これらの家族・育児給付支援の支給要件は収入の多寡のみで、米国滞在資格（ビザなどの種類）を問われない。

(6) その他、家族・育児給付等に関する有益な情報

II. 1 (2) のような DV 被害者支援団体が、母子のための物的支援をしていることもあるので確認するとよい。

4 住宅支援

(1) 概要

コネチカット州は、住む場所の確保のため以下のような支援を提供している。

○緊急時の短期のホームレスシェルター（最長 90 日）・DV 被害者シェルター

○緊急時シェルターと低所得住宅に入るまでの間を繋ぐ、Transitional Housing

○低所得者のための公的住居や住宅支援バウチャー（ただし、現在は、ウェイティングリスト

登録が停止されている)

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・住宅支援の申込方法

担当機関：

米国連邦政府 (Federal) Department of Housing and Urban Development (HUD)

州政府 Department of Housing (DOH)

州政府 Public Housing Agencies (PHAs)

州政府福祉局 Department of Social Services (DSS)

申込方法：

Homeless Assistance Program

電話 2-1-1 にかける。その後、#3 と#1 をダイヤルする。

コネチカット州外からかける場合：1-800-203-1234 (通話無料)

【特に DV 被害者への対応について】

1) まず 2-1-1 #3 #1 に電話をし相談員と話す。シェルターに入らないで今の家に住み続けるにはどうしたらよいか、相談に乗ってくれる。そこで良い情報がなかったら、その電話で Coordinated Access Networks (CAN) の予約を入れる。面接で同じ相談をしたときにシェルターしか方法がないと判断されれば、シェルターのウエイティングリストに載せてもらうことができる。

2) 低所得者住宅は米国連邦政府の Department of Housing and Urban Development (HUD) の住宅と、州政府の 40 の公共住宅エージェンシー (Public Housing Agencies (PHAs)) によるものがある。連絡をしてウエイティングリストに載せてもらうが、現在は受け付けていない。また一般の家やアパートに住むために住宅支援バウチャー (Section 8) もあるが、そのウエイティングも現在は受け付けていない。

(セクション 8 は、米国連邦政府が提供する家賃補助プログラムで、関係する法律の条項の名前をとって、通称が「セクション 8」となっている)

3) 冬季暖房費は 2-1-1 の相談員か州福祉局 (DSS) で相談する。

(3) 支援の要件

低所得者であること。その中で DV 被害者は優遇される。

<http://cceh.org/housing-domestic-violence-survivors/>

(4) 支援の内容

○シェルター入所予防の支援

○シェルターの手配 (低所得者住宅・住宅支援バウチャーの手配は停止中)

(5) DV被害者が外国人の場合

特になし

(6) その他、住宅支援に関する有益な情報

特になし

5 求職に関する支援・職業訓練

(1) 概要

(米国連邦政府及びコネチカット州の無料支援)

A) 州福祉局 (DSS) が行っている TANF は就労支援制度なので、低所得の DV 被害者は現金支給が受けられれば同時に、オリエンテーション・履歴書作成・就職斡旋などの支援を受けることができる。

B) SNAP の支援を受けながら TANF のお金を受け取っていない場合は、Employment & Training (SNAP E&T プログラム) という 就業支援を受けることができる。また技術習得を目的としたプログラムが、コミュニティカレッジや地元の団体で行われる。現在需要が伸びている職業の技術を習得できるようになっている。

<https://www.fns.usda.gov/snap/federal-jobs-training-programs>

<http://www.gatewayct.edu/Offices-Departments/Workforce-Development-and-Continuing-Education/SNAP>

C) American Job Center

D) 障がいや精神的な問題がある場合は、州 Rehabilitation Counselor の就労支援を得ることができる。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

各団体に連絡し、申し込みをする。

A、B) DSS / E&T

<http://portal.ct.gov/DSS/SNAP/Employment-and-Training>

<http://www.ct.gov/brs/site/default.asp>

<http://www.ctdol.state.ct.us/hp/uiservices.htm>

電話：1-855-626-6632

E&T

電話：1-860-424-5429 Fax 1-860-424-4979

C) American Job Center

<http://www.ctdol.state.ct.us/ajc/americanjobcenters.htm>

D) Department of Rehabilitation Services (DORS)

<http://www.ct.gov/brs/lib/brs/pdfs/crphandbook.pdf>

(3) 支援の要件

A) DSS に TANF 受給者として登録されていること。

B) SNAP に登録されているが、TANF の現金支給は受けていないこと。

C) 米国で働けること。

D) 障がいあるいは精神的な問題があること (軽度でもよい)。

(4) 支援の内容

履歴書作成支援、職業探しの手伝い、斡旋、面接支援など

(5) DV被害者が外国人の場合

ESL (英語教育) の支援など

(6) その他、求職支援に関する有益な情報

○就職前に大学の学位を取りたいという人のための奨学金 (チャーターオーク州立大学)

<https://www.charteroak.edu/ct-workforce-advancement-grants-education/>

○低所得のマイノリティのシングルマザーのためのグラント (同大学)

<https://www.charteroak.edu/women-in-transition/>

○II. 1 (2) のような DV 被害者支援団体が求職支援をしている場合もあるので、確認をすること。

6 在留資格

(1) 外国人被害者が加害者から在留資格取得や更新のための援助が得られない場合の対処方法 (DV被害者のための特別なビザ等を含む)

○米国連邦法 Violence Against Women Act (VAWA) に基づき、DV 加害者 (米国国籍者/永住権保持者) の関与のない形で、DV 被害者が滞在ステータス (永住権、ビザ) 申請を行うことができる。

○米国国籍者/永住権保持者から暴力・虐待行為を受けた外国人 (米国籍でない者) やその子は、連邦法 Violence Against Women Act (VAWA) に基づき、永住権申請をすることができる。

○VAWA 申請には、DV があったという証拠 (警察の調書、DV 被害を説明する写真、知人の証言、DV 被害者支援団体のカウンセラーからの手紙など) や、結婚生活を証明できる証拠などの提出が必要となる。

○暴力・虐待行為を加えた配偶者もしくは恋愛相手が、米国籍/永住権保持者のいずれでもない場合は、U-Visa と呼ばれる非移民ビザの申請が可能。通常このようなビザでは、審査中からビザの有効期限に至るまで、米国連邦政府移民帰化局 (USCIS) から暫定的に「Qualified Immigrant」とされ、公的扶助を正式に受けることができる。

U-Visa は、犯罪捜査に協力することで DV 被害者に与えられ、米国での 4 年間の滞在と就労を許可される。

<https://www.uscis.gov/humanitarian/victims-human-trafficking-other-crimes/victims-criminal-activity-u-nonimmigrant-status/victims-criminal-activity-u-nonimmigrant-status#Qualifying%20Criminal%20Activities>

○U-Visa ステータスで 3 年以上米国に滞在する場合、永住権申請も可能。

<https://www.uscis.gov/green-card/other-ways-get-green-card/green-card-victim-crime-u-non-immigrant>

(2) 手続の方法

下記のいずれかを通じて、Form I-918 を USCIS へ提出する。

○移民弁護士

○DV 被害者支援団体の法律サポート

○National Domestic Violence Hotline

<http://www.thehotline.org/>

電話 : 1-800-799-7233 (通話無料)

(3) その他、在留資格に関する有益な情報

7 DV被害者支援機関・福祉事務所による自立のための支援

<p>(1) 概要</p> <p>○コネチカット州では、州福祉局 (Department of Social Services (DSS)) が、DV 被害者を含めた低所得者一般への支援を提供している。</p> <p>○低所得でない場合は、II-1 であげた緊急シェルターを提供する NPO や、以下であげる DV 被害者支援団体に相談するのが有効。</p> <p>○資産や収入が自分や相手にある場合は、離婚弁護士を通じ離婚、養育費やアリモニーを得て自立する方法もある。</p> <p>(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法</p> <p>(3) 利用の要件</p> <p>(4) 支援の内容</p> <p>(5) DV被害者が外国人の場合の配慮 (通訳支援を含む)</p> <p>A. JB Line, Inc. (Japanese Bostonians Support Line) 日系ボストニアンサポートライン www.jbline.org 24 時間ホットライン : 1-781-296-1800 利用要件 : ニューイングランド地方に住む日本人・日系人であること。コネチカット州居住者には基本的に電話や電子メール、オンラインで支援。 支援内容 : 米国連邦政府、州の福祉のシステムの説明、書類準備の支援、各支援団体への紹介、法的書類の翻訳、電話を通しての遠隔での日英通訳など。 その他 : 日本語で対応。DV 被害者のための支援はすべて無料。</p> <p>B. Domestic Violence Crisis Center http://www.dvccct.org/ 24 時間ホットライン : 1-888-774-2900 利用要件 : Stamford, Norwalk, Westport, New Canaan, Darien, Wilton and Weston に住む DV 被害者と家族 利用要件 : 法的支援、カウンセリング、子のための支援、ハウジング支援、医療アドボカシー、予防などをカウンセラー、教育者、弁護士などからなる専門家が行う。 その他 : マルチリンガルの通訳サービス</p> <p>(6) その他、公的相談機関に関する有益な情報</p>
8 その他の自立支援制度

IV. DV 関連の司法手続
1 DV被害者が緊急時に取り得る司法手続
* DV被害者又は近親者への接近禁止命令, 住居からの退去命令等を含む
(1) 概要 (調査対象地域を明記)

○コネチカット州において DV 行為で被害を受けた場合、被害者は民事上の手続きで、保護命令により加害者の DV 行為をやめさせることができる。コネチカット州では、保護命令は Protective Order と呼ばれる。

○保護命令は、暫定的保護命令と恒久的保護命令の二つに分類される。暫定的保護命令は、被害者からだけの聞き取り（Hearing。証拠の提出が含まれることがある）で裁判所が判断を行うもので、恒久的保護命令の可否が決定されるまでの DV 防止策が取られる。

○恒久的保護命令の判断では、裁判所は被害者だけでなく、加害者からも聞き取りを行い、最終的な恒久的保護命令の可否が決定される。

○保護命令の申立は無料。

○身の危険がどれくらい予測されるかによって、保護命令の判断がなされる。そのため DV が起こってから申し立ての準備に数日をかけて裁判所へ出廷すると、出来事と出廷日に間があるということは危険な状況ではないと判断されることが多い。危険を感じたらすぐに申し立ての手続きを行うこと。

○コネチカット州には、DV が刑事事件として捜査、裁判中に有効な刑事の保護命令（Family Violence Protective Order）もある。州検事が請求する場合と裁判所事務局が請求する場合の双方があり、裁判所が発行の有無を判断する。

<https://www.cga.ct.gov/2015/rpt/pdf/2015-R-0172.pdf>

○保護命令審理での被害者申し立て内容は、その後の離婚裁判における監護権の判断で重要なポイントとなり得るため、慎重に対応する必要がある。

【暫定的保護命令は、その手続きから Ex Parte Order（一方（被害者）からだけの聞き取りによる命令を意味する）、緊急性・一時性から Emergency/Temporary Order、または規定する法律名のそれぞれで呼ばれる場合がある。また、「Emergency Ex Parte Order」というように組み合わせる場合もある。保護命令の名称で混乱しないよう、すぐに判断が出されることと、効力を有する期間を確認すること。】

（２）裁判所の判断が出されるまでの期間

○暫定的保護命令（Temporary Ex Parte Order）は、被害者に差し迫った危険があると認められる場合、加害者に知らせずに迅速に保護命令の判断がされる。上級裁判所（Superior Court）で書類を記入し、公証人の前で署名し提出する。その後、裁判官による最初の聞き取りが行われ、その場で暫定的保護命令が発行される。

○原則として、当事者双方からの聞き取りは、保護命令申立後 10 日前後に行われる。

（３）裁判所の判断が効力を有する期間

○暫定的保護命令は最長 14 日間有効。この有効期間内に、恒久的保護命令について判断のための審理の日時が設定される。

○ただし、加害者が銃器や弾薬を持っている場合（ライセンスを持っている場合）は暫定的保護命令後 7 日以内に恒久的保護命令判断のための審理が行われる。一時的親権や面会交流権についても保護命令で決定され、ほかの方法で変更されるまで有効となる。

（４）具体的な申立方法

○加害者あるいは被害者が居住する場所を管轄する上級裁判所（Superior Court）へ赴き申立書を提出する。

○申請には以下の情報が必要：両者の名前と住所（裁判所からの通知が行くため相手の連絡

先・ID 番号などはできるだけ多く)、関係、相手の特徴、被害の内容。該当すれば離婚判決のコピー、親権に関する手続きで発行された判決のコピー、過去の保護令のコピー、など。
○審理の際に、証拠となる書類、ケガや被害の写真、医療記録、警察のレポート、録音、手紙やメールなどがあれば持ち込み、その場で裁判官に許可を得て、提出する。携帯電話（スマホ含む）を持ち込めない裁判所もあるので、証拠は印刷などして用意する。
○DV の危害を恐れて、保護命令申立書で住所を公開したくない場合は、その旨を Clerk に伝え、書類に必要な記入を行う。

(5) 弁護士の選任の要否

保護命令の申し立ては自分で行うことができる。一般の弁護士、プロボノ（ボランティア）の弁護士、地方や郡の弁護士（DV アドボケートなど）の助けを借りて行うこともできる。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○暫定的保護命令申立の際には、通訳のリクエストをしても聞き取りには間に合わないため（申立手続きを行った日に裁判官の聞き取りがあるため）、通訳のできる友人を連れて行く。裁判官がその場で認めれば、友人に通訳をしてもらうことができる。
○恒常的保護命令の通訳は裁判所にリクエストを出し、見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

<https://www.jud.ct.gov/external/news/jobs/interpreter.htm>

※1964 年公民権法と 2000 年の大統領令第 13166 号を受けて、各州は、英語能力が限定的な者（英語の読み、書き、話す、理解が十分でない者 **Limited English Proficient (LEP)**）に通訳、翻訳を無料で提供することになっている。ただし、各州や機関によって、通訳の方法（電話による遠隔地の通訳者と LEP、警察官／裁判官との三者通話、TV 会議システムの利用）などに差がある。

(7) その他DV被害者に有益な情報

○上級裁判所には 14 の 裁判所支援センター（**Court Service Center**）があり、スタッフは司法手続きの質問に答え説明をすることができる。ただし法的なアドバイスは行われぬ。

センターのリスト：<https://jud.ct.gov/csc/loc.htm>

○また被害者サービスセンターもあり同様に質問に答えることができる。

電話：1-800-822-8428

https://jud.ct.gov/forms/grouped/civil/civil_protect_order.htm

○恒久的保護命令の発行後、保護命令の執行のために加害者のいる住居に戻ったり、住居から加害者を退去させるなどで法執行機関（警察等）の付き添いや支援が必要な場合は、裁判所で要請できる。

○暫定的保護命令は他州に移動しても有効（ただし、恒久的保護命令のための聞き取りに出廷しなければ、保護命令を失う他、離婚裁判で不利になる可能性がある）。

○VINE LINK：加害者の勾留や収監に関する情報や、刑事事件のステータスについての情報をオンラインで 24 時間得ることができる。

<https://vinelink.com/#/home/site/18000>

また、VINE Protective Order に登録すると、保護命令のステータスや、加害者への送達状況や審理の日程について、電話か E メールで通知を受け取ることができる。

<https://registervpo.com/RegisterVPO/initSearch.do?referrerAppCode=VINELINK>

2 1の手段を講じた場合に想定される加害者側の対抗措置

* 上記1への不服申立て、出国禁止命令の申請、DV被害者から加害者自身もDVを受けたことを内容とする告訴等

(1) 概要（調査対象地域を明記）

○加害者が、被害者より先に民事の保護命令を申し立てることにより、被害者加害者双方に保護命令（Mutual Protection Order）が出される。

○暫定的保護命令は最終決定ではないため、恒常的保護命令の審理で、暴力が子を守るためなどの正当防衛であったこと、加害者本来の性質は攻撃的な虐待者ではないこと、被害者の主張するDVを証拠提出（目撃者・アリバイなど）により誤りの申し出であることを主張し、暫定的保護命令の裁判所判断を覆すことを試みる。

○被害者の言動の不一致、精神的に不安定である事実（精神疾患）に関する証拠・目撃者を提出する。

○裁判官の判断に不服の場合、上告し、同時に緊急に出国命令や監護権、面会交流のアレンジの変更を申し立てる。

○係争中に暫定的保護命令を持ったまま被害者が州外に移動した場合は、暫定的保護命令は他の州でも有効となる。しかし恒久的保護命令のための聞き取りに出廷しなければ、保護命令を失う可能性がある。子を州外に連れていき、恒久的保護命令のための聞き取りに出廷せずに、暫定的保護命令を失った場合は、加害者に誘拐罪を告発され得る他、離婚裁判で不利になる可能性がある。

(2) 加害者側の措置が効力を有する期間

加害者の申し立て内容と、裁判官の判断による。

(3) DV被害者が取り得る対抗策

○刑法で対処することを裁判所やDV被害者支援組織のアドボケートと相談する。

○新たな別の証拠を見つけた時には、新たな保護命令を申し立てることができる。

(4) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

(5) その他、加害者側の対抗措置に関する有益な情報

○ワシントンDCにある団体DV LEAPは、米国内のすべての州での保護命令に対する上告を支援している。コネチカット州では保護命令の上告はないが、どのように対抗するか相談には乗ってもらえる。

<https://www.dvleap.org/our-work>

3 DV被害者が加害者に対し生活費等を請求したい場合の司法手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

○コネチカット州では、保護命令を申し立てる時に以下の点も申し立てできる：

光熱費の支払い、保険（医療・自動車・住居）の継続、所有物の販売・移動、子供への金銭的支援

これら「Orders of Maintenance」は 120 日間有効で新しい命令が出れば上書きされる。
○地方裁判所か家庭裁判所で、保護命令とは別途、新たなケースとして緊急の申し立てをし、生活費を要求することもできる。
○加害者である配偶者が米国籍で、被害者の永住権または滞在ビザのスポンサーになっている場合、加害者は I-864 (Affidavit of Support) という書式で、配偶者に他の収入がない場合 FPL (III. 1 (3) 参照) の 125%を与えることを米国政府に対して契約しているため、I-864 の内容の実施を訴訟により強制することができる。手続きとしては、離婚手続きの際に裁判所に申し立てをすること。
※どの方向から申し立てるべきかは弁護士に相談するのが良い。

(2) 裁判所の判断が出されるまでの期間

○保護命令の申し立て・生活費の緊急の申し立て：暫定的保護命令や緊急の生活費の申し立ての場合、早ければ即日。恒久的保護命令で審理される場合、判決とともに出る。
○I-864：離婚裁判の中で審理されるので時間がかかる。

(3) 裁判所の判断が効力を有する期間

○保護命令の申し立て中に請求した生活費は、保護命令が有効な期間のみ有効、あるいは他の手続きで同事項についての決定が下されるまで有効。Orders of Maintenance は 120 日間有効。
○生活費の緊急申し立ては、他の手続きで同事項について決定が下されるまでは有効。
○I-864 (Affidavit of Support) の申し立てについては、DV 被害者の米国籍の取得、社会保障税の 40 クォーター (約 10 年) 分の取得、米国を離れた時、あるいは配偶者 (加害者) 死亡のいずれかが起こるまで有効。

(4) 具体的な申立方法

○保護命令申し立ての際：保護命令の申立書の中に記載する。
○生活費の新たな緊急の申し立て：弁護士あるいは裁判所所属の DV アドボケートや DV 被害者支援団体の支援を受け、申し立て (Motion) を宣誓書 (Affidavit)、手数料と共に裁判所に提出する。
○I-864 (Affidavit of Support)：米国連邦政府移民帰化局 (USCIS) に配偶者が提出した I-864 書式の写しを請求し、離婚手続きの際に申し立ての上、裁判所に提出する。

(5) 弁護士の選任の要否

申し立ての方法がわかりにくいいため、できれば弁護士の支援がある方が良い。裁判所に DV 相談室があり弁護士がいれば手続きを無料でしてくれることもある。自分で申し立てることもできるが、どの方法で問題を解決していくかを考える上でも、弁護士に相談できると良い。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

通訳の希望を申し立てれば裁判所が手配する。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

(7) その他、生活費の確保に関する有益な情報 (同種の行政手続等を含む)

○各裁判所にアドボケートがいるので無料で支援を受けることができる。
○行政手続きとして、Form I-363 を USCIS (米国連邦政府移民帰化局) に提出し、I-864 の

強制を依頼する。

○シェルターやDV 被害者支援団体のDV アドボケートに相談するとよい。

4 DVがある場合の離婚手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

○コネチカット州での離婚は、上級裁判所(Superior Court)で行われる。少なくとも夫婦のいずれかが州内に一年以上居住していることが必要 (実際の離婚判決が出るときに一年居住していればよい)。

離婚手続きは3種類ある。

○Nonadversarial (簡略化)離婚

簡略化離婚は裁判官の前に出ることなく数日で離婚をできる可能性がある。この申し立てが可能な夫婦は、結婚して9年以内、子がなく、資産が8万ドル以下、保護命令などが無いことが条件である。

<https://www.jud.ct.gov/forms/grouped/family/NonadversarialDivorce.htm>

○Divorce with an Agreement (協議離婚)

離婚と離婚後の生活のすべてにおいて双方が同意できている離婚で、必須である申し立て後90日の待ち時間が免除されることがある。

<https://www.jud.ct.gov/forms/grouped/family/TraditionalDivorceWithAgreement.htm>

○Divorce without an Agreement (離婚)

双方が同意することが理想だがそうできないこともあるため、アリモニー、親権、面会交流など同意ができない点について裁判官が判断をする。

<https://www.jud.ct.gov/forms/grouped/family/TraditionalDivorceWithOutAgreement.htm>

○コネチカット州では、DV、遺棄 (相手が、夫婦としてサポートをしない)、不倫、詐欺、精神疾患などを理由に Fault Divorce を申し立てることができるが、原告が離婚原因を証明する必要があり、その上で裁判官が離婚原因なしと判断した場合、離婚は認められないので現在はあまり選ばれない。

○DV が夫婦間にある場合でも、DV は多くの場合、離婚手続きの親権 (監護権) の判断のみに影響し、財産分与や養育費の支払いについてはほとんど影響がない。

<http://www.divorcesource.com/ds/connecticut/grounds-for-divorce-in-connecticut-884.shtml>

○離婚を申し立てた時点から、裁判所の許可なく、子を連れて州外への転居を目的とした移動はできなくなる。

(2) 監護権についての裁判所の判断の傾向

○すべての判断は、子の最善の利益という考えの元に、様々な調査の上でケースバイケースで行われる。

○DV の深刻さにもよるが、それほど深刻な身体的DV でなくても夫婦間にDV がある場合は、監護権は被害者が得て、加害者が面会権を与えられることが多い。DV が身体的・精神的に深刻であるほど、裁判所は、加害者と子の面会に対して慎重となり、子や被害者の安全を確保した面会手続きが出されることが多い。

○DV を目撃した子は精神的な影響を受けていると言われており、DV の履歴は監護権の判断に影響する。審理に提出された内容のみで判断しかねる場合、裁判所は専門家 (Guardian ad Litem (Gals) (訴訟代理人: 意思、能力が十分でない未成年者や心身に障がいがある人の立場になって希望を述べていく人) や Custody Evaluator) への家庭環境調査・報告・推薦の依頼や、仲裁者 (Mediator) による調停で監護権の決定をする場合もある。

(3) いずれの親が子と同居するかについての判断の傾向

○すべての判断は、様々な調査の上でケースバイケースで行われる。

○しかし、DVの深刻さや子の主な養育者（Primary Caretaker）がもともとどちらであったかにもよるが、監護権と同様に、夫婦間にDVがある場合、被害者が子と同居する判断の傾向が強く、DVは子への影響を考慮され、加害者側に不利となる傾向がある。

○ただし、被害者側に精神的なダメージや精神疾患があることも子に悪影響を与えるとされるので、様々な調査が行われる。

【参考】子にとって最善の利益かどうかの判断に考慮されることは主に以下の9点。

1. それぞれの親の希望 2. 子の希望 3. 親と子との関係 4. 親の精神的・肉体的健康状態 5. 子の学校や地域との調整 6. 裁判所命令による面会の不履行 7. 養育費の不払い 8. 児童虐待・ネグレクト・DVでの有罪歴 9. 他州への転居の予定

(4) 離婚手続における養育費についての判断の傾向

DVの内容、程度にかかわらず、養育費は、コネチカット州で決められた定型の計算式に応じて判断される。

<https://www.jud.ct.gov/Publications/ChildSupport/CSguidelines.pdf>

(5) 離婚手続における面会交流についての判断の傾向

○DVの被害が深刻ではなく、子への虐待やコントロールの問題がない場合、面会交流は認められる。面会交流の実施は、一般の離婚と同じく、双方の親の間での調整となる。

○ただし、身体的・精神的・性的なDVがあり、かつ深刻な場合は、1) 第三者が立ち会う、2) 公共の場所で行う、3) 面会24時間前のアルコールや薬物の禁止、4) 泊りの面会の禁止、5) 加害者の自宅の検分、6) 面会そのものの禁止、7) ボンドの支払い（子を返さなかった場合に備える保証金のようなもの）などを組み合わせた面会交流の実施命令を裁判所が出す。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳の希望を申し立てれば裁判所が手配する。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

○親が外国人であっても、養育費を得る権利があり、養育費を受け取っても後に市民権や永住権を取得する際に不利にならない。

(7) その他、離婚手続に関する有益な情報

○離婚訴訟またそれに関する事柄、監護権（custody）、面会交流権（visitation）等は離婚訴訟中にすべて話し合われ、最終的な裁判官の決定は、離婚の判決（divorce decree）に書かれる。Divorce Decreeが出された後、事情の変更により、例えば子との面会に関して変更したい場合などは、変更したい内容、その理由を裁判所に提出し、認可、却下いずれの場合にも裁判所からの決定事項が書面で出される。

○離婚後、子連れて、州外、国外への移動、特に日本への一時帰国をするために、離婚同意書の中に子どもと旅行することについて内容（時期、期間、行先、パスポートの管理、旅行に関する一方の親への情報共有など）を明記するのが良い。

5 DV被害者が監護権の変更を求めたい場合の司法手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

○上級裁判所のファミリーサービスオフィスに連絡をし、問題を解決できる方法を相談する。もしファミリーサービスオフィスが解決できない場合は、裁判所に監護権の変更を申し立てる。ほとんどの裁判所がフォームの記入を手伝ってくれる。

<https://ctlawhelp.org/en/how-to-modify-child-custody-orders>

○監護権の変更は両者の状況に大きな変更があるか、子の福祉に大きな影響があるか、どちらかの場合のみに裁判所に申し立てができる。

<https://ctlawhelp.org/en/how-to-modify-child-custody-orders>

(2) 具体的な申立方法

○上級裁判所 (Superior Court) に Motion for Modification とその他の必要書類を申し立て費とともに Clerk (書記官) のオフィスに提出する。その時点で聞き取りの予定が組まれるので、聞き取り日に出廷する。申立費用が払えない場合は、免除の申し立ても提出する。

○ほとんどの裁判所がフォームの記入を手伝ってくれる。

(3) 弁護士の選任の要否

相手の弁護士との話し合いや、聞き取りになれば裁判官の前で、変更の理由を具体的に述べる必要があるため、弁護士に相談して進めるのが望ましい (弁護士を選任せずに自分で申し立てることは手続きとしては可能)。

<https://www.jud.ct.gov/forms/grouped/family/modification.htm>

(4) 監護権の変更に関する裁判所の判断の傾向

○変更の事由が具体的で子にとって重要な場合は、変更が認められる可能性がある。

○離婚後に子を引取った親が、もう一方の親と子の関係維持に非協力的な場合、親の疎外行為 (Parental Alienation) と判断され、監護権の決定に影響することがある。

(5) 外国人であるDV被害者に有益な情報

通訳の希望を申し立てれば裁判所が手配する。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

(6) その他、監護権の変更に関する有益な情報

○監護権の変更で養育費の額も変わってくる。

○養育費の支払い歴の確認、支払いの変更、また払われない養育費の強制支払いへの対応については Support Enforcement Services (SES) のリンクを参照：

<https://www.jud.ct.gov/childsupport/>

6 子と共にDV被害者が転居したい場合の司法手続

(1) 概要 (調査対象地域を明記)

コネチカット州では、離婚後に子と転居を希望する場合は、転居先と転居理由を明記し、離婚裁判を行った裁判所に提出する。裁判所はもう一方の親にその旨を通知し、もう一方の親が異議申し立てをした場合、審理を行う。裁判所は転居が子にとって最善の利益か、どうしても必要かを審理する。

<https://jud.ct.gov/lawlib/Notebooks/Pathfinders/ParentalRelocation.PDF>

(2) 具体的な申立方法

○もう一方の親から同意が得られた場合は、文書（同意書）にし、同意書に公証人の公証（サイン）を受ける。

○先方から同意を得られない場合は、子の監護権と面会交流の変更とともに、裁判所の許可が必要。申し立てを受けた裁判所は、一方の親が無断で転居を行わないポンド（保証金の支払い）の設定をすることもある。

(3) 弁護士を選任の要否

必須ではないが、相手の同意を得られずに裁判所に申し立てる場合は弁護士を選任する方が良い（弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能）。

(4) 転居に関する裁判所の判断の傾向

○転居でしか良い条件の仕事を得られない場合は、許可される傾向にある。

○裁判所は子にとっての最善の利益を考えて判断を行うため、子の人生の質に与える影響、転居することでもう一方の親との関係に出る影響、子の年齢や性別などで判断が行われる。

○転居により子の生活の質が上がると申し立てて実証するのは難しいが、子と同居する親の収入が大きく上がり、福祉から抜け出せるなどの見込みや、転居により子の祖父母や家族とのつながりが深くなるということで許可が出ることもある。

○別々の州、国に分かれて暮らす場合には、長い休みの時に面会交流するなど、裁判所の判断でなく、双方の合意で取り決める場合が多い（内容（時期、期間、行先、パスポートの管理、旅行に関する一方の親への情報共有など）を合意し、文書に明記すること）。

(5) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

(6) その他、転居に関する有益な情報

転居により居住する州が変わる場合、離婚後の子の監護権、面会交流に関する法律や受けられる福祉の内容が大きく変わることが多いので、準備が必要。

7 DV被害者が面会交流の態様を変更したい場合の司法手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

○上級裁判所のファミリーサービスオフィスに連絡をし、問題解決方法を相談する。もしファミリーサービスオフィスが解決できない場合は、裁判所に面会交流の様態の変更を申し立てる。ただし、変更は両者の状況に大きな変更があるか、子の福祉に大きな影響があるか、どちらかの場合のみに裁判所に申し立てができる。

<https://ctlawhelp.org/en/how-to-modify-child-custody-orders>

(2) 具体的な申立方法

○上級裁判所（Superior Court）の Clerk（書記官）のオフィスに、Motion for Modification とその他の必要書類を申し立て費用とともに提出する。その時点で聞き取りの予定が組まれるので、その日に出廷する。申し立て費用が払えない場合は、費用免除の申し立ても提出する。

○ほとんどの裁判所がフォームの記入を手伝ってくれる。

(3) 弁護士の選任の要否

相手の弁護士との話し合いや、聞き取りになれば裁判官の前で、変更の理由を具体的に述べる必要があるため、弁護士に相談して進めるのが望ましい（弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能）。

(4) 面会交流の態様変更についての裁判所の判断の傾向

○変更の事由が具体的に重要な場合は、変更が認められる可能性がある。
○一方の親が子の養育に怠慢であったり虐待している場合、もしくは他方の親へのDVが認められた場合には、面会交流の変更判決が出されることがある。このような親と子の面会が心配される場合には、裁判官が面会交流監督プログラムを通して面会交流を命じる可能性もある。

(5) 外国人である被害者に有益な情報

○通訳が必要な場合は、裁判所にリクエストを出す。通訳が見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

※1 (6) 参照

(6) その他、面会交流の内容変更に関する有益な情報

もう一方の親と子との面会に不安な点がある場合、状況に応じて 1) 第三者が立ち会う、2) 公共の場所で行う、3) 面会 24 時間前のアルコールや薬物の禁止、4) 泊りの面会の禁止、5) 加害者の自宅の検分、6) 面会そのものの禁止、7) ボンドの支払い（子を返さなかった場合に備える保証金のようなもの）などを組み合わせた面会交流の実施命令を裁判所に申し立てることができる。

8 弁護士への依頼

(1) DVに詳しい弁護士の探し方

早期にDV専門の弁護士を探すのは極めて重要。
上級裁判所に付属している支援センターに照会する、DV 被害者支援団体に相談する、地元の弁護士会に照会する、離婚・親権を専門とする家庭法の弁護士をオンラインで探す、友人で離婚・親権問題経験者に使った弁護士を紹介してもらうなど。

コネチカット州弁護士紹介サービス : Connecticut Bar Association
<https://www.ctbar.org/>

(2) 外国語対応が可能な弁護士の探し方

管轄の総領事館あるいは日系の支援団体に照会する、DV 被害者支援団体に相談する、地元の弁護士会に照会する、オンラインで探す、友人に紹介してもらうなど。

(3) 弁護士への依頼方法

- 案件や質問は予めまとめておく。
- 電話や電子メールで予め連絡をとる際、案件を明確に伝え、利益相反 (conflict of interest) がないか確認する。もしある場合は他の弁護士を紹介してもらう。
- 以下を弁護士本人に対して電話などで事前確認する。反応は必ずメモに取る。
 - ・ 専門や経験
 - ・ 時給や着手金

- ・バラリーガルや秘書などとの分業
- ・過去の判例などに関する知識
- ・話した時の印象、返答までの時間、タイミングなど

○弁護士の経歴や過去の判例、評判をインターネット等で確認することも有効。

○自分と自分の抱える問題に合うと思った場合は、弁護士に面会し、初回相談（無料の場合もあれば有料の場合もある）で方針や戦略があうか確認する。できるだけ記録を英語でとり、弁護士の専門分野での経験値、裁判所や裁判官や関連機関についての知識や人脈が豊富か確認する。夫婦関係の流れや資産内容の資料を持参し、裁判の戦略や裁判にかかる金額などを具体的に相談した上で、最終的な判断を行う。

○一人の弁護士にこだわり過ぎず、複数に問い合わせ、相性、方針、予算の合う弁護士を探す。

（４）弁護士費用の相場

○DV 被害者支援団体や裁判所の DV 相談室の弁護士は無料。

○リーガルエイドやプロボノ（ボランティア）の弁護士は、依頼者の収入に応じて段階的な費用（スライディングスケール）を請求するところが多い。

○一般の弁護士の料金については、担当者の時間チャージとかかる時間（見積もり）を確認すること。時間チャージは経験と事務所の経営規模により異なり（一時間 100-600 ドル）、最初に前払金（リテイナー 2,000-4,000 ドル）を要求されることが多い。

○成功報酬は、離婚や刑事訴訟では適用されない。

○離婚裁判や民事訴訟では、一方の主張が認められれば、裁判所命令で裁判費用の一部または全てを相手側が支払う“Fee Shifting”が適用される。ただし、すべてが終わった時点で裁判官が判断し、また相手が払える場合に限るため、払ってもらえると最初から当てにするのは危険である。

○保護命令に関連する裁判手続きの場合、犯罪被害者補償プログラム（The Victim Compensation Program）が、弁護士費用の一部（最大 15%まで）を負担する可能性もある。ただし被害者でなく弁護士からプログラムに申し込むこと。（被害者補償プログラムについては III-2 参照）

（５）リーガルエイド（安価あるいは無料で司法サービスを提供）

コネチカット州法律支援

<https://ctlawhelp.org/>

The Children’s Law Center in Connecticut

<http://www.clcct.org/>

Connecticut Coalition Against Domestic Violence（法的アドボカシー）

<http://www.ctcadv.org/projects-initiatives/legal-advocacy/>

（６）外国人であるDV被害者に有益な情報

移民のためのリーガルサービス

<https://www.immigrationlawhelp.org/>

（７）その他、弁護士への依頼に関する有益な情報

○コネチカット州裁判所家族支援センター

<https://www.evernote.com/Home.action?login=true#n=32f1a400-4e04-4e1b-8e40-4c3f5874888d&s=s73&ses=4&sh=2&sds=5&>

○アメリカ弁護士協会 無料サービスリスト American Bar Association - Free Legal Help
https://www.americanbar.org/groups/legal_services/flh-home/flh-free-legal-help.html

○弁護士や法律、シェルター等に関する情報 WomensLaw.org
<https://www.womenslaw.org/>

> Places that Help > Select State > Finding a Lawyer

○リーガルエイドはまとめている団体が複数あるが、大変混雑しており、電話に返答できないところが多いので、電話がつかない場合は、DV 被害者支援団体から探す方が良い。

9 その他のDVに関する司法手続

V. ハーグ条約に基づきDV被害者が調査対象国に帰国する場合について

* 子の連れ去り・留置を行ったDV被害者が、ハーグ条約に基づく手続の後に常居所地国に帰国する場合を想定

1 ハーグ条約に基づきDV被害者が帰国する前に、調査対象地域でDV被害者を対象とした刑事手続が開始されているか否かを確認する方法

* 子を連れ去られた親本人に告訴したかどうかを聞く以外に、確実な情報を入手する手段がないか等

【以下の1から3までは、国際的な家庭法専門弁護士学会に所属している米国人弁護士からのアドバイスをもとに記述しています。】

○ハーグ条約は民事で、刑事ではないため逮捕令状は出ない。

○刑事手続がされているとすれば、両当事者と子が最後に住んでいた町を管轄する裁判所でファイルされているため、その場合は、公的な情報として入手することが可能。海外にいる場合は、最後に住んでいた町をカバーする弁護士と契約をし、確認をしてもらう。

2 DV被害者を対象とした刑事手続が調査対象地域で既に開始されている場合に、DV被害者の帰国前に刑事手続を止める方法

* アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等

自主的に帰国するかわりに、刑事に起訴しないという同意を交渉で得る。検事側が同意しなければいけないが、通常は帰国するという条件のもとに、同意が得られる。できればハーグ条約や国際私法 (Private International Law) のわかる専門弁護士の支援が必要。現地の弁護士を通じ、帰国時点の居住地の警察署、逮捕令状を発行している州検事局・裁判所との交渉をしてもらい逮捕令状を破棄してもらう。

3 ハーグ条約に基づき被害者が帰国する前に、帰国後の住居や生活費等を確保する方法

* アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等

自主的に帰国することの引き換えに、旅費、宿泊費、地元の裁判所がDVについての聞き取りをするまでの保護命令、戻った時点でのハーグ条約の援助申請取り下げについて交渉する。裁判所は、このような点に関して、それまでに夫婦間で同意がなく、被害者に保護が必要と考えれば、自主帰国との引き換えとして命令を出す。現地のハーグ条約や国際私法のわかる専門弁護士を通じ、管轄の裁判所から、1) 被害者の安全のための保護命令、2) ハーグ条約の取り下げ、3) 逮捕命令の取り下げ (州検事局)、4) 加害者からの旅費、宿泊費の支払いを命ずる判決を得る。

4 その他、ハーグ条約に基づき帰国する場合に有益な情報

--

VI. その他の関連情報